

慶弔規程

認定特定非営利活動法人育て上げネット

就業規則第62条 別則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第62条の定めるところにより、職員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金の支給について定めたものである。

(職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、就業規則第6条及び第7条に定める手続きを経て法人に採用された職員を指す。

(受給資格)

第3条 この規程の適用は、月120時間以上の雇用契約を締結し、且つ満6ヶ月以上在籍する職員に限るものとする。但し、事務局長が必要と認めた場合は支給することができる。

(勤続年数の計算)

第4条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生の日までとする。但し、法人都合によらない休職期間を除く。

(支給事項の種類)

第5条 慶弔金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 出産祝金
- ③ 死亡弔慰金
- ④ その他必要と認められるもの

(申請及び支給)

第6条 職員またはその他の請求権者は、その事実が判明したときに「慶弔事届」を上長に提出する。

上長はプロジェクトサポートオフィス労務会計担当へ提出する。

- 2 職員またはその他の請求権者は、本規程により慶弔金を受けようとするときは、原則として事後1ヶ月以内に所定の「慶弔金支給申請書」に事実を証明する書類を添付して、上長に提出する。

上長は、事務局長の許可を得ることとする。

- 3 プロジェクトサポートオフィス労務会計担当は、事務局長に許可を得た支給申請があった場合は当月の給与とともに支給するものとする。

第2章 結婚祝金

(祝金額)

第7条 職員が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

- ① 勤続2年未満の者 10,000円
- ② 勤続2年以上5年未満の者 20,000円
- ③ 勤続5年以上の者 30,000円

- 2 当該職員が、法人より既に結婚祝金を受けたことがある場合には、前項の祝金は半額を支給する。

(双方職員の場合)

第8条 結婚の当事者双方が職員の場合、前条の祝金は各々に支給する。

(職員の子の結婚)

第9条 職員の子が結婚した場合、祝金として10,000円を支給する。但し、同一子に対しては、1回限りとする。

(祝電等)

第10条 職員が結婚する場合で、理事長が披露宴に出席しない場合は、理事長名で祝電を送る。

第3章 出産祝金

(祝金額)

第11条 職員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

(死産時)

第12条 職員またはその配偶者が、妊娠12週を超えて死産した場合は、弔慰金として5,000円を支給する。

(双方職員の場合)

第13条 夫婦双方が職員の場合、第11条の祝金及び前条の弔慰金は、申請のあったいずれか一方に支給する。

第4章 死亡弔慰金

(本人弔慰金)

第14条 職員が死亡した場合は、以下の各号により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

① 業務上の事由による死亡の場合

イ) 勤続5年未満 20,000円

ロ) 勤続5年以上10年未満 50,000円

ハ) 勤続10年以上 100,000円

② 業務外の死亡の場合 10,000円

- 2 葬儀には、法人名・理事長名、法人名・事務局長名それぞれで花輪または生花を供する。
- 3 特に功労のあった職員に対しては、経営ボード会議の承認を得た後、第1項の金額を増額することがある。
- 4 第1項の弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族の順位を準用し、上位となる1人に支給する。

(家族弔慰金)

第15条 職員の同居または扶養する家族が死亡した場合、以下の各号のより、死亡弔慰金を支給する。

① 配偶者 20,000円

② 子・孫・父母・祖父母 10,000円

- 2 葬儀には、法人名・理事長名で花輪または生花を供する。
- 3 第1項各号以外の三親等以内の親族の葬儀に際しては、職員がプロジェクトサポートオフィス労務会計担当に申請することにより法人名・理事長名で花輪または生花を供することができる。
- 4 その他の場合で必要な場合には、事務局長の承認により、弔電・花輪または生花を供することができる。
- 5 第1項の弔慰金は、同一の支給事由について2人以上の職員がいるときは、支給額の多いものを優先し、同一額のときは、年長者の1人に対して支給する。

第5章 雑則

(各種社会保険料との関係)

第16条 この規程に定める慶弔見舞金は労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法による給付にかかわりなく支給する。

(改変)

第17条 本規程は、経営ボード会議の議決により改変できる。

付則

- 1 本規程は、平成21年4月1日から実施する。
平成25年4月1日 改定
平成30年4月1日 改定
平成31年4月1日 改定